



広 報

たかやま

2026
5月号
No.782



新村長初登庁

今月の主な内容



- 就任・退任のあいさつ…… P2～3
- 紹介します…… P4～6
- おしらせ…… P7～13
- 健康ガイド…… P16～17
- みんなの広場…… P18
- むらのわだい…… P19～21
- くらしの情報…… P21～23

新村政スタート

夢と希望を叶える
「宝の山★たかやま」の
未来を皆さまと共に！

高山村長 後藤 明宏

このたび、多くの村民の皆さまの温かいご支援を賜り、新村長として村政の舵取りを担わせていただくこととなりました。改めてその職責の重さに身の引き締まる思いであり、皆さまの期待に応えるべく、誠心誠意、村政運営に邁進する覚悟でございます。

私たちの高山村は、豊かな自然環境に恵まれ、四季折々の美しさが息づく「宝の山」です。この素晴らしい環境を守り抜き、次世代へと引き継いでいくことは、私たちに課せられた大切な使命です。私は、この「宝」を最大限に生かし、村民の皆さまが主役となる村づくりを進めてまいります。

最優先課題として取り組むのは、農山村が直面する諸課題の解決です。本村の基幹産業である農業においては、特産品のブランド化を強力に推進し、高山ブランドの価値を内外に高めることで、活力ある産業基盤を築きます。

また、避けては通れない少子高齢化対策として、切れ目のない子育て支援を充実させ、若い世代が夢と希望をかなえられる環境を整えます。同時に高齢者の皆さまが住み慣れた地域で生きがいを持ち、健康寿命を延ばしながら幸福感を実感できる「健康長寿の村」づくりを推進いたします。

これらの施策を確かなものにするためには、健全な行財政改革が不可欠です。限られた財源を効率的に活用し、持続可能な行財政基盤を確立するとともに、職員1人1人が知恵を出し合い、スピード感を持って実行する組織へと進化しなければなりません。

村政の基本は「村民参加」にあります。皆さまの声を聴き、対話を重視し、透明性の高い、開かれた村政にいたします。1人1人の思いが村の力となり、共に歩むことで、高山村はさらに輝きを増すと確信しております。

村民の皆さまが「この村に住んでよかった」と心から誇れる、笑顔あふれる高山村を創り上げるため、全身全霊を捧げてまいります。皆さまの変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。



前村長

後藤 幸三



5月を迎え、爽やかな風が心地よい季節となりました。村民皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

私こと、このたび任期満了に伴い、3月30日をもって村長を退任いたしました。

「笑顔で輝く高山村」を目標に、12年にわたり村政運営に取り組んできましたが、こうして大過なくその職を全うできましたのも、ひとえに村民の皆さまの温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

在任中は、人口減少や少子高齢化といった課題に向き合いながら、総合計画の推進や拠点整備、子育て支援や福祉など、将来を見据えた基盤づくりに努めてまいりました。

また、防災体制の強化や地域における支え合いの仕組みづくりにも取り組み、安心・安全な暮らしの確保に力を注いできました。

令和4年9月には「むらの中心地づくり」として開発を進めてきた「たかやま未来センターさとのわ」が、中心地の新たな拠点施設として仲間入りをし、さとのわを核とした村内外の人たちによる交流、関係人口の更なる増加を図り、村の経済・産業の活性化と住民福祉の増進を

図るため全力で取り組んでまいりました。

さらに、高山村の主要産業である農業関係では、令和6年2月に有機農業への取り組みを推進するため「オーガニックビレッジ」宣言をいたしました。同年12月には、構造改革特別区域として、「ワイン特区」の認定を受けております。

令和7年3月には、念願であった高山きゅうりの「GI登録」がなされました。これらを契機として、農産物のブランド化、学校給食での活用、農産物直売所での販売に加え販路の拡大にも努めてまいりました。同時に、慣行農業の更なる推進にも力を入れ、単一作物の効率的・安定的な大量生産を図ることにより、農業の更なる活性化を図ってきました。

農業をはじめとする地域産業の振興、地域資源の価値を高めるためのこれまでの歩みが、今後の本村の発展に繋がっていくことを心より願っております。

結びに、これまで支えてくださったすべての皆さまに、改めて深く感謝申し上げます。今後とも本村が、誰もが安心して暮らせる魅力ある地域として、さらに発展していくことを心よりお祈り申し上げます。退任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

前副村長

平形 郁雄



新緑の候、村民の皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

私こと、このたび令和8年3月10日をもって、高山村副村長の職を退任いたしました。令和2年7月に副村長を拝命以来、後藤幸三前村長の補佐役として微力ではございますが精一杯努めてまいりました。

あわせて村の観光施設の指定管理者である、株式会社たかやま振興公社の代表取締役として、地域のにぎわいづくりや交流の場の定着に関わることができたのは、大変意義深い経験であったと感じております。

顧みますと、就任当時は新型コロナウイルスが猛威を振るっている時期であり、前例のない事態にあってその対応に苦慮いたしました。職員をはじめ関係各位のご協力を得てなんとか乗り切ることができました。

令和3年には各家庭へのテレビ地上デジタル波の送信開始、令和4年には「たかやま未

来センターさとのわ」のオープン、高山村唯一のスーパーの閉店、令和5年にはサンモール高山店のオープンなどがありました。令和6年は波乱の幕開けとなり、元日から能登半島の地震があり、高山村においても鳥インフルエンザの発生により約32万羽のニワトリを処分するという事態となりました。この年は高山村がオーガニックビレッジ宣言をし、構造改革特別区域「たからのやまたかやまワイン特区」の認定を受けた年でもありました。次々、令和7年には「高山きゅうり」のGI登録、第6次高山村総合計画の策定と多くの出来事に携わってまいりました。

至らぬ点多々あったかと存じますが、在任中に多くの村民の皆さまから温かいご理解とご協力を賜りましたことに心より感謝申し上げます。ともに、今後の高山村のさらなる発展と、村民皆さまのご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。退任のあいさつといたします。

令和8年度 行政区役員のみなさん

1年間よろしくお願ひします

(敬称略)

紹介
します
introduce



第1区長
阿部 秀章



第2区長
倉田 和弘



第3区長
奈良 長寿



第4区長
後藤 一



第5区長
松井 正五



第6区長
鈴木 康彦



第7区長
林 隆文



第8区長
都筑 一徳



第9区長
町田 光夫



第10区長
石川 和宏
(区長会長代理)

令和8年度 行政区役員一覧表

| 行政区 | 区 長 | 区長代理 | 公民分館長 |
|-----|-------|-------------------------|-------|
| 1 | 阿部 秀章 | 後藤 勲 小倉 正己 | 上出 寿和 |
| 2 | 倉田 和弘 | 武淵 茂 大木 秀雄 | 平形 好崇 |
| 3 | 奈良 長寿 | 佐藤 良一 中野 久市 林 一明 | 須田 慎吾 |
| 4 | 後藤 一 | 林 健一 | 林 伸司 |
| 5 | 松井 正五 | 高柳 正三 後藤 和彦 牧田 愛美 | 菊地 武志 |
| 6 | 鈴木 康彦 | 飯塚 正幸 | 中山 登 |
| 7 | 林 隆文 | 都筑 尚幸 | 小淵 博徳 |
| 8 | 都筑 一徳 | 都筑 秀次 | 荒木 茂夫 |
| 9 | 町田 光夫 | 有馬 好彦 | 町田 拓矢 |
| 10 | 石川 和宏 | 松井 信之 | 平形 信二 |
| 11 | 武藤 茂 | 有馬 孝 | 齊藤 秀一 |
| 12 | 笹川 徹 | 武淵 明 | 都筑 俊彦 |
| 13 | 星野 栄一 | 都筑 孝雄 | 大淵 俊幸 |



第11区長
武藤 茂



第12区長
笹川 徹

区長会長

第5区長
松井 正五



第13区長
星野 栄一

高山村消防団役員

(敬称略)

高山村消防団今年度の役員を紹介します。
「自分達の地域は自分達で守る」という信念の下、消防団員であるこ
とに誇りを持ち、村民皆様の信頼に応えられるよう活動して参ります。

◎本部

団長 後藤 英樹
副団長 田鹿 豊
副団長 渡辺 悟
ラッパ長 小野里 稔

◎第1分団

分団長 須藤 大貴
副分団長 吉田 文彦
副分団長 大木 渉
班長 平形 悠輔
班長 都筑 康路
班長 星野 一也
班長 佐藤 俊作
班長 山口 徳明
班長 小林 大輔

◎第2分団

分団長 木村 和歩
副分団長 唐澤 広樹
副分団長 深代 広強
班長 後藤 嘉貴
班長 大淵 竜司
班長 飯塚 翼

◎第3分団

分団長 松井 敬太郎
副分団長 田中 優祐
副分団長 山田 保彦
班長 都筑 将斗
班長 町田 拓矢
班長 大淵 吉浩
班長 長岡 崇夫
班長 松井 智春
副ラッパ長 小林 紀世貴
副ラッパ長 武田 直幸

◎役場分団

分団長 小林 市臣
班長 野上 太一

◎F・R・S班

班長 都筑 恵里香



上段左より：小林役場分団長・松井第3分団長・木村第2分団長
下段左より：渡辺副団長・後藤団長・後藤村長・田鹿副団長・小野里ラッパ長

令和8年度 教職員の うごき

(敬称略)

高山小学校

転出者

校長 浅井 広之

(東吾妻町立太田小学校へ)

教諭 丸橋由可里

(中之条町立中之条小学校へ)

教諭 井野 太貴

(前橋市立永明小学校へ)

養護教諭 石川 美優

(吉岡町立明治小学校へ)

主幹事務長代理 本多 利明

(東吾妻町立坂上小学へ)

転入者



校長
佐藤三枝子



教諭
竹本のぞみ



教諭
長谷川大智



教諭
田村 駿貴



養護教諭
富澤奈保子



事務主事
剣持万里沙

高山中学校

転出者

教諭 吉田航太郎

(前橋市立第六中へ)

教諭 福田亜由子

(中之条町立六合小学校へ)

転入者



教諭
岩崎 晶子



教諭
田中 真浩



たかやまこども園

転出者

園長 唐澤浩二郎

(退職)

転入者



園長
山田 一彦

高山村教育委員会事務局

転出者

特別派遣社会教育主事

鳥塚嘉紀

(高崎市立倉渕小学校へ)

転入者



特別派遣社会教育主事
町田みわ子

おしらせ

information

《高山駐在所長が替まりました》

生方 隆（うぶかた たかし） 警部補



高山村の治安維持のため令和6年3月から2年間にわたりご尽力いただいた、小嶋警部補が異動になりました。

これまでのご尽力に対しまして、心から感謝申し上げますとともに、これからの益々のご活躍をお祈りいたします。

後任として藤岡警察署鬼石駐在所より、生方警部補が着任されました。

地域でできることと、警察行政の力を借りなければできないことがありますので、お互いに協力して安心、安全な生活ができる高山村を築きましょう。



山火事防止について

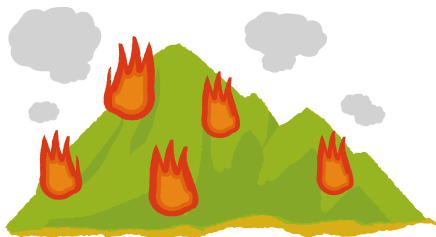
陽気が暖かくなり、連休にかけて行楽や入山者等、山野で人が活動することが多くなることかと思えます。

高山村消防団では4月25日から5月6日まで山火事防止期間とし、消防車を利用したパトロールを実施します。

林野火災の原因は、タバコや火の不始末など人的要因が多く、火気を取扱う際には必ず消火を確認してください。

また、家庭においても燃えやすい物を火の近くにおかない等、予防消防に努めましょう。

火災を発見した場合は局番なしの119番に通報し、危険を感じた場合は避難してください。



ご厚志に心より 感謝申し上げます

高崎市に所在する株式会社プロフォトセンター様から、企業版ふるさと納税としてご寄附をいただきました。

この度のご厚志に感謝申し上げますとともに、頂戴した寄附金は趣旨に沿いまして大切に活用いたします。



企業版ふるさと納税とは、地方創生応援税制のことで、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに志のある企業の寄附を呼び込むことで、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組を深化させていくことを狙いとして創設された制度です。

高山村では「高山村まち・ひと・しごと推進事業」が令和5年度より国から認定を受けて、企業版ふるさと納税の対象事業となっています。

高山村地域振興券を交付します

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し1人あたり6,000円の交付となります

物価高騰における村民の生活支援および地域経済の活性化対策として、村内の振興券取扱店で使用できる地域振興券を交付いたします。
使用できる取扱店等の詳細につきましては、地域振興券と一緒に同封いたします。



● 交付概要

交付内容 **6,000円分交付(500円券×12枚)**

交付時期 **5月中旬以降に簡易書留にて郵送**

使用期限 **令和8年12月31日(木)まで**

● 対象者および交付方法

交付対象者

令和8年4月1日時点において、村の住民基本台帳に登録されている者

交付方法

交付対象者が属する世帯の世帯主に世帯全員分の振興券を簡易書留にて郵送いたします。
郵便受けに投函されず、郵便配達員から直接手渡しでの受取が必要となります。受取人が不在の場合は、郵便受けに不在連絡票が投函されますので、必ずご確認ください。

住所不明、その他の理由により役場に返戻された場合は、受取の意思に関わらず、再送付は行わず、券面記載の使用期限までを保管期間として、担当課において保管いたします。保管期間内に、交付対象者または代理人から受領の申出があった場合には担当課窓口にて振興券を交付いたします。なお、代理人が振興券を受領する場合は、高山村地域振興券交付申請書(別記

様式第1号)に、公的身分証明書等の写しを添えて申請をした場合に交付いたします。

● 取扱事項

利用対象

振興券取扱店において、取扱店が取り扱う商品およびサービスについて利用できます。

利用対象外

次に該当するものは振興券での利用ができません

- ・不動産および金融商品
- ・商品券やプリペイドカード等の換金性の高いもの
- ・国税、地方税、使用料等の公租公課
- ・医療保険等に係る一部負担金または介護サービス利用者負担額
- ・その他村長が適当でないと思えたもの

その他

- ・現金との引換はできません
- ・複製、転売、譲渡は禁止されています
- ・釣銭は支払われません(不足分は現金等での支払い)
- ・発行者印のないものは無効となります
- ・有効期限後は無効です(買戻しはできません)
- ・盗難、紛失または破損に対して、責任を負いません

高山村地域振興券取扱事業者(新規)を募集します

● 登録資格

- ・村内に本社、営業所、店舗等を有している法人または個人事業主

※すでに登録を行った事業者は申請不要です。

次に該当する事業者等は登録できません

- ・医療機関、介護福祉サービスに類する業種
- ・高山村暴力団排除条例(平成24年条例第19号)第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団員等に該当するもの
- ・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものおよびこれに類する業種

● 登録方法

取扱事業者として登録する事業者は、高山村役場地域振興課に用意してある「高山村地域振興券取扱事業者登録申請書(別記様式第2号)」に必要事項を記入・押印し、提出してください。

● 提出窓口

高山村役場 地域振興課

● 申込み期間

随時募集

取扱事業者として登録された事業者には、村より高山村地域振興券取扱事業者登録決定通知書(別記様式第3号)および振興券見本券、ポスター、高山村地域振興券換金請求書を配布いたします。取扱事業者については、村において一覧を作成し公表いたします。

《このページに関するお問い合わせ先》 高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

高齢者の在宅生活を支えるための主なサービス

高山村では、在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険事業以外でも長年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が送れるように、さまざまな高齢者福祉サービスを提供しています。

なお、サービスを受ける際には、所得や身体状況などにより自己負担額やサービス内容が異なる場合があります。また、介護保険の事業等によるサービスが優先となる場合もありますので、ご不明な点は各担当課へお問い合わせください。

◎在宅ねたきり老人介護慰労金支給事業

日常生活に著しい支障がある在宅の高齢者等を介護し、要件を満たす方に介護の労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図るため介護慰労金を支給します。

①支給対象者

毎年4月1日、7月1日、10月1日および1月1日時点において次の要件をすべて満たす方を、居宅において1年以上継続して介護している方

(1)高山村に住所を有し、年齢が65歳以上であること。

(2)介護保険法による介護認定の要介護4または5の状態が1年以上継続し、その期間中に施設等への短期入所および入院等の通算日数が100日を超えないものであること。

②介護慰労金の額

要介護4の方を介護した場合は年額26万円以内、要介護5の方を介護した場合は年額30万円以内です。

※1回あたりの支給額(要介護4…65,000円/要介護5…75,000円)

※詳しくは**住民課(☎0279-63-2111)**までお問い合わせください。



◎高齢者住宅改造費助成事業

高齢者の生活の質の向上および在宅生活の継続を支援するため、高齢者のいる世帯の住宅内の改造費を助成します。

①高齢者介護用住宅改造費助成事業の対象者

(1)高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯

(2)生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯

②自立高齢者等住宅改造費助成事業の対象者

(1)高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援および要介護1のひとり暮らし高齢者または高齢者のみからなる世帯

(2)前年所得税課税年額が非課税の世帯

③対象工事

高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事で家屋内の改造費およびこれに必然的に付随する附帯工事費用

④助成率および助成限度額

助成率は助成対象費用の6分の5 助成限度額は50万円

⑤その他の事項

高山村重度身体障害者(児)住宅改造費補助要綱による補助金と併せて交付を受けることはできない。また、介護保険制度における居宅介護(支援)住宅改修費の給付を優先することとする。

※詳しくは**保健みらい課(☎0279-63-1311)**までお問い合わせください。



◎介護用車両購入費補助事業

ねたきり等の要介護者および身体障がい者等を、同乗させ外出する場合に使用する介護用車両を購入する場合補助金を支給します。

①支給対象

次の各号のすべてに該当する方を同乗させ通院、通所等に使用するために、車椅子仕様等の車両を新車で購入する場合。

- (1)高山村に在住し住所を有する方
- (2)次のいずれかに該当する世帯の要介護者および介護家族
 - ア おおむね65歳以上のねたきり高齢者等を抱える世帯
 - イ 身体障害者福祉法施行規則の別表第5号の1・2級に該当する下肢・体幹の障がい者、または下肢および体幹重複障がい者のいる世帯

②補助率および補助限度額

補助率は補助対象費用の3分の2 補助限度額は666,000円

※詳しくは**保健みらい課(☎0279-63-1311)**までお問い合わせください。



◎緊急通報システム設置事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。

①設置対象者

高山村に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1)おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者
- (2)ひとり暮らしの重度身体障がい者
- (3)その他村長が必要と認めた者を抱える高齢者のみの世帯

②設置費用および利用料

全額村が負担(村の指定業者が設置)

※詳しくは**保健みらい課(☎0279-63-1311)**までお問い合わせください。



◎徘徊高齢者探索システム助成事業

認知症等により徘徊がある高齢者を在宅で介護を行い、徘徊高齢者探索システムを運営する民間事業者と契約を行っている家族等に対して利用費用等を助成します。

①対象者

高山村の介護保険の被保険者の介護者であって、次の要件のいずれかに該当する方

- (1)65歳以上の在宅の徘徊高齢者を在宅で介護している家族で、高齢者が徘徊した際、位置の確認後迎えに行ける方
- (2)その他村長が特に必要と認めた方

②助成金額

- (1)初期登録費用 運用事業者の位置情報提供サービスに係る登録費用および専用付属品にかかる費用の範囲内で、7,560円を限度とし、徘徊高齢者に対して1回限り。
- (2)利用費用 月額2,052円を限度とし、2,052円を超える利用料金、電話での位置情報提供料金、現場急行料金は助成の対象外となります。

※詳しくは**保健みらい課(☎0279-63-1311)**までお問い合わせください。

◎寝具等クリーニング利用券支給事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、寝具等のクリーニングに使用できる利用券の支給を行います。

①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の介護を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方
- (2) 身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
- (3) 療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

②利用券の限度額 1カ月あたり、5,000円(村が指定する業者でのみ使用可能)

※詳しくは**社会福祉協議会(☎0279-63-2075)**までお問い合わせください。

◎紙おむつ等給付事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、紙おむつ等の給付を行います。

①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の排尿および排便行為に支援を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 介護保険法による介護認定の要支援1以上に該当する方
- (2) 身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
- (3) 療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

②現物給付の額(1カ月当たり)

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 要支援1および2の方 | 3,500円 |
| (2) 要介護度1および2の方 | 3,500円 |
| (3) 要介護度3および5の方 | 5,500円 |
| (4) 身体障害者手帳3級以上の方 | 5,500円 |
| (5) 療育手帳A判定の方 | 5,500円 |



※詳しくは**社会福祉協議会(☎0279-63-2075)**までお問い合わせください。

◎ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯の健康保持および孤独感の解消、ならびに地域社会との交流を深めるため、配食サービスを行います。

①配食対象者 高山村内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者等で、栄養改善や見守り支援が必要な方

②配食の方法 昼食を月曜日から金曜日(祝祭日等は除く。)の希望する日にご自宅にお届けします。

③利用料金 1食300円(利用者負担額)

※詳しくは**保健みらい課(☎0279-63-1311)**までお問い合わせください。

◎高齢者バス回数券割引事業

交通弱者の高齢者が代替バスを利用する場合、回数券を割り引いて販売します。

①対象者 高山村に住所を有する65歳以上の方

②販売価格 通常価格3,000円を2,000円で販売します。

※詳しくは**地域振興課(☎0279-63-2111)**までお問い合わせください。



◎ぐーちよきシニアパスポート事業(県実施事業)

群馬県では、高齢者の積極的な外出を促すために、協賛店舗に提示すれば割引などの優遇措置が受けられる「ぐーちよきシニアパスポート」の配布を実施しています。

①対象者 県内に住所を有する65歳以上で、配布を希望する方

②配布場所 役場住民課窓口・保健福祉センター(運転免許証など本人確認ができるものを持参してください)

③サービス内容

協賛店舗によってサービス内容は異なります。協賛店舗とサービス内容の一覧を希望される方には、パスポート配布の際に併せてお渡しします。

※詳しくは**保健みらい課(☎0279-63-1311)**、もしくは**県庁介護高齢課(☎027-226-2581)**までお問い合わせください。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

令和8年度春季の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施いたしますので、生後91日以上
の犬を飼っている方は、最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬を登録済みの方には別途個別の通知を配布いたしますので、通知書(ハガキ)を会場へ持
参くださいますようお願いいたします。

| 期日 | 会場 | 時間 |
|----------|-------------|---------------|
| 5月17日(日) | 火の口公民館 | 9:00 ~ 9:10 |
| | 農協旧尻高支所(熊野) | 9:20 ~ 9:35 |
| | 北之谷住民センター | 9:45 ~ 10:00 |
| | 西地区スポーツ広場 | 10:10 ~ 10:25 |
| | 関田住民センター | 10:35 ~ 10:50 |
| | 役原地区住民センター | 11:00 ~ 11:15 |
| | 高山村役場 | 11:25 ~ 11:50 |

| 期日 | 会場 | 時間 |
|----------|---------|---------------|
| 5月17日(日) | 五領公民館 | 13:10 ~ 13:30 |
| | 新田地区集会所 | 13:40 ~ 14:00 |
| | 本宿公民館 | 14:10 ~ 14:30 |
| | 原住民センター | 14:40 ~ 15:00 |
| | 梅沢集会所 | 15:10 ~ 15:30 |
| | 茶屋ヶ松集会所 | 15:40 ~ 15:50 |

☆手数料 ・注射のみ (登録済みの犬) 注射料 3,500円
・登録と注射(登録の済んでいない犬) 登録・注射料 6,500円

☆犬の登録・注射を怠った者は、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。

☆犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないでください。

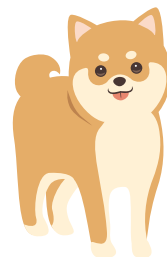
☆運動中の犬の糞等は、飼い主が責任を持って片づけてください。

☆本年度の集合による登録および注射は、5月と10月の年2回を予定しています。

☆飼い犬が死亡した場合、役場住民課まで報告をお願いします。

☆動物病院等で既に狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦ください。

☆4・5・6月は狂犬病予防注射月間です。注射はお早めにお受けください。



《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線65)

「はかり」の定期検査を実施します

計量法では、取引または証明に使用している「はかり」は2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。高山村は今年度が受検年度となりますので、忘れずに検査を受けましょう。

当日は検査手数料が必要となります。ご不明な点については、お問い合わせください。

●日時 6月15日(月) 10:00~12:00

●場所 いぶき会館1階ロビー

〈検査対象となる「はかり」〉

- 工場、商店などで業務に使用するもの
- 学校、幼稚園、保育園、病院、診療所などで健康診断に使用するもの
- 病院、診療所、薬局などで調剤に使用するもの
- 農家、農協などで農産物の出荷・販売に使用するもの
- 運送事業者(宅配便の取次店を含む)が業務に使用するもの
- その他、取引・証明に使用するもの

《お問い合わせ先》 高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)
(一社)群馬県計量協会 ☎027-263-8217
群馬県計量検定所 ☎027-263-2436

〈高山村ガイドボランティアの会 企画〉

小野子山

ゴヨウツツジ登山について

●日時 令和8年5月10日(日)

●集合 午前8時45分

道の駅「中山盆地」北側
駐車場

●出発 午前9時00分

●定員 20名(定員になり次第受
付を終了します)

●用意するもの

昼食・飲み物・登山靴・杖・鈴など
※誘導車を先頭に各自の車で登山口
まで移動します

《お申込み・お問い合わせ先》

高山村役場 地域振興課
☎0279-26-7944(直通)

伐採造林届出の制度について

森林法で地域森林計画の対象森林の立木を伐採するときは、事前に届出をすることが義務づけられています。

●届出の対象者

森林所有者や立木を買い受けた者

立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

●提出の時期

『伐採および伐採後の造林の届出書』 伐採を始める90日前から30日前まで

伐採者が『伐採計画書』記入し、森林所有者(造林する者)が造林計画書を記入します。

『伐採に係る森林の状況報告書』 伐採終了後 30日以内

『造林後に係る森林の状況報告書』 造林作業終了後 30日以内

●提出先

高山村役場 農林課(用紙については、農林課窓口にあります。)



※高山村のホームページに届出等の様式を掲載しています。

※保安林関係は、吾妻振興局 吾妻環境森林事務所の所管となるため下記へ相談ください。

中之条町大字中之条町664 ☎0279-75-4611

森林の土地の所有者届出制度について

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の所有者となった方は市町村長への事後届出が必要となりました。

また、令和8年(2026年)4月から、届出書の様式が改正され、所有者となった方の国籍等を新たに記載していただくこととなりました。

●届出対象者

個人、法人を問わず、売買、贈与、相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

●届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

●届出書類

- ・森林の土地所有者届出書(高山村役場農林課および高山村ホームページに様式を掲載)
- ・森林の土地の位置を示す図面
- ・森林の土地の登記事項証明書(写)または、土地売買契約書、相続分割協議書の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類

森林活性化対策事業について

高山村では、平成31年に森林管理制度が施行される中、森林環境譲与税を財源とした森林活性化対策事業を創設しました。

●事業の対象

群馬県民有林造林事業の補助対象に該当した事業が対象です。

●事業の内容

造林、下刈り、寒伏せ、枝払い、獣害防止、間伐が対象です。

●事業の補助

群馬県が作成した森林整備単価から積算した金額とし、その金額から群馬県等の補助金を差し引いた金額について一部を助成するものです。

※補助金の申請等については、吾妻森林組合へ相談してください。(☎0279-75-3026)

《このページに関するお問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-63-2111(内線44)

| 保健みらい課 | 住民課 | 税務会計課 | 地域 |
|---|--|--|-----------------------------------|
| 保健係・福祉係 | 住民係・保険係 | 税務係・出納係 | 移住定住対策・さとのわの運営管理・ふるさと納税・脱炭素・空き家対策 |
| 社会福祉・生活困窮・老人福祉・包括支援センター・障害福祉・児童福祉・児童手当・子育て支援センター・保健予防事業・健康増進事業 | 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・証明・旅券申請・マイナンバーカード申請・人権擁護・理火葬許可・日赤活動・環境衛生・狂犬病予防・遺族援助・福祉医療・国民年金・その他窓口事務・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・高齢者保健事業 | 住民税・固定資産税・国保税・特別土地保有税・軽自動車税・諸税・諸証明・出納事務全般・村税等収納 | 主任 松井皓之介 |
| 課長 金井 等 補佐 平形 好崇 保健師(係長) 前村利世子 係長 廣田 亜美 係長 加藤 真菜 保健師(係長) 高橋 美咲 | 課長 都筑喜久雄 補佐 星野 香澄 保健師(係長) 小野 恵美 係長 後藤 好 係長 齊藤 瑞代 係長 武淵ちひろ 再任用 割田 眞 会計年度任用職員 林 明美 | 主任 寺田真奈実 主任 野上 剛史 係長 林 佐智世 係長 倉品 隆史 係長 後藤 政樹 補佐 香川 正和 会計管理者兼課長 本間 尚也 | 係長 林 美紀 |

| 教育委員会 | | |
|--|---|---|
| たかやまこども園 | 学校給食センター | 学校教育係・社会教育係 |
| 教育・保育 | 学校給食センターの運営管理 | 教育委員会事務局・教育大綱・教育行政方針・生涯学習(学校教育係) 教職員人事・学校施設管理・育英事業・中学生海外派遣等 (社会教育係) 家庭教育・青少年教育・人権教育・文化スポーツ振興・社会教育施設管理・文化財保護・図書室運営等 |
| 園長 山田 一彦 会計年度任用職員 島田由喜枝 主任教諭(補佐) 須貝 祐紀 保育教諭(係長) 小倉 千明 保育教諭(係長) 蟻川いずみ 保育教諭(主任) 大木 稀泉 | 係長 飯塚 欣也 調理員 後藤 桃 調理員 折茂 千晴 調理員 割田 歩美 調理員 後藤ひとみ 会計年度任用職員 後藤ひとみ | 課長 飯塚優一郎 補佐 座木 光代 係長 市川 紗知 係長 村元 千晴 係長 西形 貴典 係長 飯野 和憲 係長 長澤 史憲 特別派遣 町田みわ子 (吾妻教育事務所から派遣) |

| 吾妻農業事務所 | 吾妻養護老人ホーム | 吾妻広域町村圏振興整備組合派遣 | 農業委員会事務局 | 固定資産評価審査委員会事務局 | 監査委員事務局 | 選挙管理委員会事務局 |
|---------|-----------|----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|---|
| 群馬県派遣 | 所長 平形 和彦 | 局長 小池 正浩 (農林課長兼任) | 局長 小池 正浩 (農林課長兼任) | 書記 武田 昌明 (議会議務局長兼任) | 書記 武田 昌明 (議会議務局長兼任) | 書記長 割田 信一 (総務課長兼任) 書記 星野 哲也 (総務課参事兼任) 書記 林 大生 (総務課係長兼任) 書記 武淵 ゆい (総務課係長兼任) |
| 主事 林 康仁 | | | 書記 後藤 裕之 (農林課係長兼任) | | | |



ウォーキングで健康を目指そう！

～50万歩達成した方には参加賞をプレゼント～



私たちは体を動かすことで、糖尿病、心臓病、がん、肥満症、骨粗鬆症、うつ病などのリスクを下げることができます。まずは手軽にできるウォーキングから始めてみませんか。

「ウォーキング記録表」に、家事や仕事、ウォーキングや運動などの歩数を合わせて記録し、保健福祉センターまでご提出ください。歩数が50万歩達成した方には参加賞をプレゼントいたします。

【ウォーキング記録表配布場所】

保健福祉センター・役場住民課窓口・交流施設なごみ

【参加賞】

高山村地域振興券(500円分)・村指定ゴミ袋・マスク 等

※対象は高山村に住所がある方に限ります。

※以前配布した記録表も使用できます。

※ご希望の方には歩数計を貸出しますのでお気軽にお問い合わせください。



《お問い合わせ先》 高山村役場 保健みらい課(高山村保健福祉センター) ☎0279-63-1311

高山村運動教室のご案内

村では、村民の健康増進を図るため運動教室を開催いたします。参加を希望される方は保健みらい課までお申込みください。

| | ウォーキング教室 | リフレッシュ・ヨガ |
|----------|-----------------------------|--------------------------|
| 日時 | 5月13日(水) 午前10時～11時30分 | 5月28日(木) 午前10時～11時30分 |
| 場所 | いぶき会館3階多目的ホール | いぶき会館3階多目的ホール |
| 服装等 | 動きやすい服装・運動靴 | 動きやすい服装 5本指ソックスまたは素足 |
| 持ち物 | 飲み物・タオル・ 歩数計(スマートフォンでも可) | 飲み物・タオル・お持ちの方はヨガマット |
| その他 | ご希望の方には歩数計を貸出します | — |
| 講師 | 健康運動指導士 神保 理恵 先生 | ヨガ講師 藤井 咲恵 先生 |
| お申込み締め切り | 5月12日(火)まで | 5月27日(水)まで |

《お申込み・お問い合わせ先》 高山村役場 保健みらい課(高山村保健福祉センター) ☎0279-63-1311

生き生き元気の集い

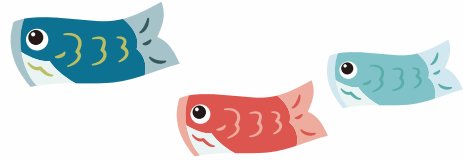
～楽しく体を動かして、
みんなで元気に過ごしましょう～

- 開催日時 1回目 令和8年5月12日(火)
2回目 5月21日(木)
午後2時から
(午後3時30分ごろ終了予定)
- 場 所 高山村保健福祉センター
- 対 象 おおむね65歳以上の方
- 内 容 体力測定・ストレッチ・体操・
足腰の痛みの相談 など
- 持 ち 物 上履き、水分補給のための飲み物、
タオル(浴用サイズのもの)

なごみ茶屋

～おしゃべりやゲームなど、
みんなで楽しく過ごしましょう～

- 開催日時 令和8年5月19日(火)
午前10時から
(午前11時30分ごろ終了予定)
- 場 所 交流施設 なごみ
- 対 象 どなたでもご参加できます
- 内 容 工作・ゲーム・ミニ体操 など



◎感染予防対策にご協力をお願いします。

《お申込み・お問い合わせ先》高山村役場 保健みらい課(高山村保健福祉センター) ☎0279-63-1311

5月の当番医予定表



※診療時間は午前9時から午後5時までです。できるだけ時間内に受診してください。

※急患のための当番医制度ですので、緊急患者以外の受診はご遠慮願います。

※在宅待機のため、原則として往診はいたしません。 ※専門外の疾患の場合は対応しかねることもあります。

| 日 | 科 | 内 科 | 外 科 | 休日夜間当番病院 |
|----------|---|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 5月3日(日) | | 後藤医院(中之条町) 0279(75)2230 | 西吾妻福祉病院(長野原町) 0279(83)7111 | 西吾妻福祉病院(長野原町) 0279(83)7111 |
| 5月4日(月) | | 吾妻脳外循環科(東吾妻町) 0279(68)5211 | 西吾妻福祉病院(長野原町) 0279(83)7111 | 西吾妻福祉病院(長野原町) 0279(83)7111 |
| 5月5日(火) | | くりはら医院(東吾妻町) 0279(68)0355 | 西吾妻福祉病院(長野原町) 0279(83)7111 | 西吾妻福祉病院(長野原町) 0279(83)7111 |
| 5月6日(水) | | 東吾妻町診療所(東吾妻町) 0279(59)3010 | 原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711 | 原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711 |
| 5月10日(日) | | 田島病院(中之条町) 0279(75)3350 | 吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011 | 吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011 |
| 5月17日(日) | | 四万診療所(中之条町) 0279(64)2136 | 原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711 | 原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711 |
| 5月24日(日) | | しまだ医院(中之条町) 0279(76)3435 | 吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011 | 吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011 |
| 5月31日(日) | | 吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011 | 原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711 | 原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711 |



人口と世帯数

(4月1日現在)

| | | | |
|---|-------|---------|-------|
| 👤 | 人口 | 3,202人 | (-29) |
| | うち外国人 | 112人 | (-18) |
| ♂ | 男 | 1,585人 | (-15) |
| ♀ | 女 | 1,617人 | (-14) |
| 🏠 | 世帯数 | 1,426世帯 | (-18) |

※()内は、前月との比較



納税等

★印が5月に納めていただく税等です。

| | 村県民税 | 固定資産税 | 軽自動車税 | 国民健康保険税 | 介護保険料 | 後期高齢者医療保険料 | 上下水道使用料 |
|-----|------|-------|-------|---------|-------|------------|---------|
| 4月 | | | ● | | | | |
| 5月 | | ★ | | | | | ★ |
| 6月 | ● | | | | | | |
| 7月 | | ● | | ● | ● | ● | ● |
| 8月 | ● | | | ● | ● | ● | |
| 9月 | | | | ● | ● | ● | ● |
| 10月 | ● | ● | | ● | ● | ● | |
| 11月 | | | | ● | ● | ● | ● |
| 12月 | | | | ● | ● | ● | |
| 1月 | ● | ● | | ● | ● | ● | ● |
| 2月 | | | | ● | ● | ● | |
| 3月 | | | | ● | ● | ● | ● |

税金は 社会を支える あなたの会費
納期限(振替日) 令和8年6月1日(月)



みんなの広場

たかやまの文壇

三月俳句

雑木山背に 紅梅の 垣根越ゆ
 新しいスマホに替えて 初桜

蛙声会

冬眠の さめたる熊の 出る林
 馬鈴薯の 今年「洞爺」を植えてみる

良教

ひな供養 炎の中の 我の雛
 桜前線の 始まり年々 早まりぬ

キヨ子

春曙 一山外の 汽車の笛
 爺を呼ぶ 孫の仕草や 春の雪

末吉

感動の太鼓演奏 山笑う
 ふきやきもち 香り良きかな 旬の味

ふき枝

ガラス戸を開ければ 狭庭 梅香る
 玄関を 開ければまぶし 黄水仙

秦枝

四月俳句

春霞 谷間に白き こぶしかな
 連峰に 残雪のあり 里桜

末吉

老犬に 海の匂いと 桜かな
 余生なを 俳句と花と 青空と

節子

バスで行く 桜並木を くぐりぬけ
 昔ばなしを 語る友あり 桜咲く

ふき枝

「ぎょうし」と「わらび」も伸びる 破風の沢
 花疲れ われにはかなしき 日となりぬ

良教

花吹雪 新村長を 祝う如
 桜咲く 佐渡金山を 孫とゆく

キヨ子

山若葉 カラオケに行く 道すがら
 山萌える 人も命の 出発点

秦枝

祝 入所・入園・入学おめでとうございます

4 / 4 高山村保育所



4 / 10 たかやまこども園



4 / 7 高山小学校



4 / 7 高山中学校



3/19 赤十字講習会

判形サロンにおいて「フレイル予防」をテーマに、原町赤十字病院より講師を招き、講習会が開催されました。

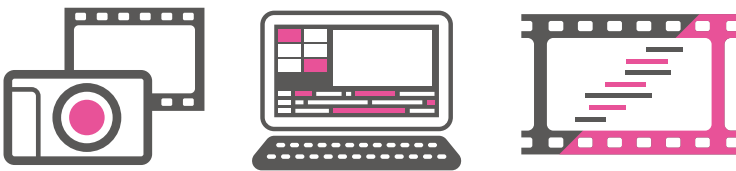
講習会などの赤十字活動は、皆さまからの寄付された活動資金を活用し開催されています。



3/20 小倉裕基氏 第8回 日本国際観光映像祭において特別賞が授与される

滋賀県甲賀市で開催された日本国際観光映像祭2026 (JWTF2026)において、小倉さんの映像作品が「Special Mention (特別賞)」として選ばれました。

日本国際観光映像祭2026の日本部門に応募した作品は174作品で、小倉さんの映像作品は、ファイナリストの42作品に選出され、このような成果を収めました。小倉さん、おめでとうございます。



たかやまこども園

4/10 入園式



早い桜の開花とともに、たかやまこども園の入園式を行いました。

新入園児13名は、担任の先生の呼名に、元気にしっかりと返事ができました。続いて園長先生から「早寝・早起き・朝ごはん」と「あいさつ」の大切さについてお話がありました。最後に在園児から新入園児1人1人に、手作りのチューリップのペンダントがプレゼントされました。

新入園児の皆さんが、1日も早くたかやまこども園に慣れ、元気で楽しく園生活を送れることを願っています。





高山村保育所



3/24 2歳児修了記念クッキー作り

高山村食生活改善推進協議会の方々にお世話になり、2歳児が修了記念のクッキー作りを行いました。子どもたちは粘土で練習した成果を発揮し、食生活改善推進協議会の方と一緒に、自分の顔のクッキーを楽しみながら作りました。お昼寝から起きたら焼き上がりのいい香りがして、「早く食べたい!」と言っていた子どもたち。修了式当日にとっても嬉しそうに持ち帰りました。



4/4 保育所 入所式

「令和8年度高山村保育所入所式」が行われ、0歳児9名、2歳児2名(計11名)の新しいお友だちを迎えました。お父さんやお母さんと一緒に村長さんから祝品をいただいたり、先生たちから折り紙のチューリップをもらったりしました。在所児14名を含め、計25名でスタートとなった保育所。子どもたちが元気に楽しく保育所生活を送れるよう、職員一同力を合わせて保育していきたいと思っています。

ご入所、おめでとうございます。



information

国民年金

氏名のフリガナを変更する場合の 年金に関するお願い

● 戸籍のフリガナを変更すると、その情報が年金記録の氏名のフリガナと相違する場合、年金記録の氏名のフリガナも変更されます。

● 変更後の年金記録の氏名のフリガナが年金の受取先金融機関の口座名義(フリガナ)と相違している場合は、年金の支払いが一時的に止まる場合があります。

● このため、年金記録の氏名のフリガナが変更された方には、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」をお送りします。ですので、「氏名変更のお知らせ」が届いてから、次回の年金支払日まで年金の受取先金融機関の口座名義(フリガナ)の変更手続きをお願いします。

● 「氏名変更のお知らせ」が届く前に年金の受取先金融機関の口座名義(フリガナ)の変更手続きを行うと、年金記録の氏名のフリガナの変更が間に合わず、次回の年金の支払いが一時的に止まる場合がありますのでご注意ください。

● 年金の支払いが一時的に止まってしまった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

● 国民年金第1号被保険者の方

● 国民年金保険料を口座振替によりお支払いいただいている方「氏名の振り仮名」を変更・訂正する届出を行い、戸籍等に合わせて口座名義(フリガナ)を変更した場合は、改めて「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼還付金振込方法(変更)届出書」の提出が必要となります。

● 国民年金保険料を納付書により納付していただいている方未納期間がある場合、変更後の氏名で国民年金保険料の納付書が再発行される場合がありますので、重複納付とならないよう注意してください。なお、「氏名の振り仮名」変更前、変更後のいずれの納付書でも納付可能です。くわしくは、年金事務所へご相談ください。

● 国民年金保険料に関するお問い合わせ先
 渋川年金事務所(☎0279・22・1614)

自動車税は6月1日(月)までに忘れずに！

- ◆自動車税は、スマートフォン**決済**アプリでも納税できます。
- ◆「地方税お支払サイト」から、クレジットカードでも納税できます。
- ◆コンビニエンスストアでも納税できます。

ご注意：軽自動車税は市町村税です。納税場所等は市役所・町村役場税務担当課へお尋ねください

《お問い合わせ先》 吾妻行政県税事務所 ☎0279-75-3300
または群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343

※継続検査用、構造等変更検査用の納税証明書について

継続検査時等の納税は、原則、電子確認を行っています。ただし、納税後すぐに継続検査を受ける場合は、納税証明書を提示してください。

吾妻保健福祉事務所における HIV・性感染症相談・ 検査について

- ・吾妻保健福祉事務所では、HIV・性感染症の相談と検査を無料・匿名で実施しています。
- ・受付は、電話予約またはweb予約

●相談・検査日時

- ・日中検査：隔週の月曜日午後1時から2時
- ・夜間検査：午後5時から6時(年に数回)

※検査日は群馬県庁ホームページ「エイズ検査」で検索



《お問い合わせ先》

吾妻保健福祉事務所(保健所)
中之条町西中之条183-1
☎0279-75-3303

事業主のみなさまへ

「労働保険の年度更新」のお知らせ

令和8年度の労働保険の年度更新手続きに必要な申告書および関係書類は、令和8年5月下旬に厚生労働省から各事業主様へ送付されます。申告書および関係書類がお手元に届きましたら、「6月1日(月)から7月10日(金)」の期間内に申告・納付手続きをお願いします。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

- 労働保険の年度更新は、「電子申請(e-Govサイト)」を利用することで、24時間いつでも手続きできます。



<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

- 労働保険料の納付は、口座振替が便利です。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

《お問い合わせ先》

群馬労働局総務部労働保険徴収室 ☎027-896-4734
または最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ

関東総合通信局からの

お知らせ

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、「そのワイヤレス機器、電波トラブルを起こしているかも!？」をキャッチフレーズに、電波を正しく利用するための周知・啓発活動および不法無線局の取締りを強化しています。

《電波の3つのルール》

①無線機器使用の際は、「技適マーク」の確認を。



※技適マーク

②外国規格の無線機にはご注意ください。

③電波の利用には、原則、免許が必要です。

ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの暮らしの安心・安全をおびやかします。安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使しましょう。

《お問い合わせ先》

総務省関東総合通信局

●不法無線局による混信・妨害

☎03・62338・1939

●テレビ・ラジオの受信障害

☎03・62338・1945

群馬県ふるさと伝統

工芸品展を開催します

郷土の自然と生活の中で育まれた「群馬県ふるさと伝統工芸品」を広く周知するため、「群馬県ふるさと伝統工芸品展」を開催します。

●会期 令和8年6月5日(金)～8日(月)4日間

●時間 午前10時～午後4時

●会場 群馬県庁1階 県民ホール (前橋市大手町1-1-1)

●入場料 無料

●内容 県が指定したふるさと伝統工芸品の展示、即売、制作実演 など

①展示 熟練の技を持つふるさと伝統工芸士が丹精込めて制作した工芸品を展示します。

②販売 販売コーナーを設置し、手作りの日用品や小物類などの工芸品を販売します。

③実演 職人の優れた技術を間近に見ることができ、制作実演コーナーを設置します。

《お問い合わせ先》

群馬県地域企業支援課

ものづくりイノベーション室 会場産業界

☎027・2226・3335

5月の星空

○星図の説明

5月15日午後9時の高山村の星空。春の星座が見ごろを迎えています。月初めの午後10時、月末の午後8時頃にも同じ星空になります。(「月」を除く)

2日～6日

- GW イベント～昼から星見る最大級の贅沢～
- 「コップUFOを作るとぼそう」
- 「150cm望遠鏡で昼間の星を見よう」
- 「3Dシアター」
- 「星空案内」等イベント満載

23日 スマホやデジカメで月を撮ろう

※詳細は、ぐんま天文台HPをご覧ください。



天文台史上初
150cm望遠鏡で
昼間の星を観察する

THE ULTIMATE LUXURY
STARGAZING IN THE AFTERNOON

**昼から星見る
最大級の贅沢**

5月2日^土～5月6日^水まで毎日開催!

OPEN:10:00-17:00 / 18:00-22:00

キ-テクノロジーぐんま天文台

群馬県吾妻郡高山村中山6860-86
0279-70-5300
渋川伊香保ICから車で約25分



高山かるた vol.13

し 四季を彩る
三並山



小野子山・中ノ岳・十二ヶ岳の三山からなり、南山とも書く場合があります。標高1,208mの小野子山が最高峰となっています。文字通り村の南に並び立っていて、四季折々に美しい佇まいを見せています。いずれの山も本村側は比較的ゆるやかな裾野をえがいており、初心者でも楽しめる登山コースとして人気がある「三並山」です。



5月の行事予定

| | |
|----------------|------------|
| 1日 | いぶきの湯 休館日 |
| 11日 | ふれあいプラザ休館日 |
| 17日 | 狂犬病予防注射 |
| 4月25日 ～5月6日 | 山火事予防週間 |
| 27日 | さわやかあいさつ運動 |

回覧情報は
二次元コードより
ご覧になれます。